

きりしまかっせいかけいかく  
**霧島活性化計画**

**鹿児島県霧島市**

**平成20年2月**

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	霧島活性化計画						
都道府県名	鹿児島県	市町村名	霧島市	地区名	霧島地区	計画期間	平成20年度～平成24年度

## 目 標

90の限界集落を抱える本市は、農林業基盤の再構築を図り、農林産物の生産量増加と魅力ある農林産物の育成を図ると同時に、農村地域の生活基盤再構築を実施し、生産環境及び住環境の整った地域として、また、鹿児島県内の交通拠点等としての利便性を県内外に強くアピールすることで、移住者の確保に努め集落の保管を図り、労働力と優良農地の確保を図る。  
大きな目標として、交流人口の現行値からの71,636人(平成18年度比116.33%)の増加を図り、定住促進の事業展開を進める。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要：

本地区は市域全域であって南九州及び鹿児島県本土のほぼ中心部に位置し、北部には国立公園である風光明媚な霧島連山、南部には豊かで広大な平野を有し、波静かな錦江湾に接し雄大な桜島を望む位置にあり、平野部を経て錦江湾まで流れる天降川の流域に広がる田園、山麓から平野部にわたり多くの温泉群を有しており、多彩で豊かな資源に恵まれた地域であり、空港、高速道路及び鉄道等も整備され、南九州の交通の要衝である。

気候は温暖多雨であり農作物の生育に適している一方、梅雨や台風時には平野部・山間部いずれも災害が発生しやすい気候・環境である。

農林業に係る土地利用の状況は、総面積60,368ha中、農業振興地域は46,666haで全体の77.3%、農用地は全体の12.3%にあたる7,427haであり、森林面積は40,880haで総面積の約66%を占め、内民有林面積は33,461haであり、民有林におけるスギ・ヒノキを主体とする人工林面積は23,299haで人工林率は約69.6%である。

上記のとおり、農用地面積7,427ha及び森林面積40,880haが農林地であり、全体の約80.0%占めている。

### 現状と課題

限界集落と言われる集落数が90集落あるが、農村地域では耕作放棄地は目立っていない。

- ・農業の現状は、農林産物のブランド化が確立されておらず、広い地域なので多種多様な作物が作られている。
- ・林業の現状は、3ha以上の林地を持っている林家が330戸に過ぎない。伐採経費が負担となり生計が成立たず、農業との兼業者が主である。
- ・水産業の現状は、漁獲量が減少している。

### 今後の展開方向等

農林産物の生産量拡大と住環境の整備：農林業施設の整備は、生産効率を図るばかりでなく、農村地域の住環境の整備を併せて担うため、今後も積極的な整備を実施する。

地域間交流の推進：交流拠点として、物産館・廃校校舎などの有効利用し、農業と地域の特色でもある観光とのマッチングや観光漁業への展開を模索するなどのハード・ソフト事業を展開する。

定住促進：企画部に「おじゃんせ霧島推進監」を設置して県外での広報活動を主に定住促進事業を積極的に展開しており、併せて農業と田舎暮らしをセットで考えるグリーンツーリズム及びブルーツーリズム事業については、単独事業における事業参加者の目標を平成19年度実績比較で145.24%増である870名程度に設定し、交流人口の増を推進するとともに定住促進への相乗効果を期待し、積極的な事業展開を行う。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項 第3号イ・ロ・ ハ・ニの別	備考
霧島市	霧島地区	基盤整備 (農用地等集団化)	霧島市	有	イ	
霧島市	霧島地区	基盤整備 (林道・作業道)	霧島市	有	イ	
霧島市	霧島地区	地域資源活用総合交流拠点施設 (廃校・廃屋等改修交流施設)	霧島市	有	ハ	
霧島市	霧島地区	自然環境等活用交流学習施設 (自然環境保全・活用施設)	霧島市	有	ハ	
霧島市	霧島地区	農地等補完保全整備 (小規模農林地等保全整備)	霧島市	有	ニ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
霧島市	霧島地区	農業後継者等育成就農支援事業	霧島市	企業とタイアップし、新規就農者育成
霧島市	霧島地区	認定農業者農地利用集積促進事業	霧島市	農地集積及び遊休地対策事業
霧島市	霧島地区	霧島移住研修事業	霧島市	頑張る地方応援プロジェクト
霧島市	霧島地区	短期滞在型霧島市体験事業	霧島市	頑張る地方応援プロジェクト
霧島市	霧島地区	ふるさと回帰フェア等企画事業	霧島市	頑張る地方応援プロジェクト
霧島市	霧島地区	おじゃんせ霧島移住連絡協議会事業促進補助事業	霧島市	頑張る地方応援プロジェクト
霧島市	霧島地区	定住促進補助事業	霧島市	頑張る地方応援プロジェクト

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域

霧島地区（鹿児島県霧島市）	区域面積	50,421 ha
<b>区域設定の考え方</b>		
<p>法第3条第1号関係：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農用地面積7,427ha及び森林面積40,880haが農林地であり、全体の約80.0%占めている地域である。</li><li>・農業は平野部、中山間地域でも行われ、森林地域においては林業が営まれている地域である。</li><li>・農林水産業従事者数等から見ても近年農林水産業従事者が減少傾向にあるものの、都市化してきている地域はごくわずかな地域であるため基幹産業として農林水産業については振興すべき地域である。</li><li>・本地域は、市全体の行政区域の中から、用途地域を形成している地域、国有林面積、鹿児島空港の面積及びゴルフ場面積を除いた区域とする。</li></ul>		
<p>法第3条第2号関係：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本市の人口は微増の傾向にあるが、地域別での状況で考察すると人口増の牽引は、平野部分の一部地域であって今後の営農活動、森林生産活動の原動力となっている中山間地域人口の減少が著しい。このため、定住等の促進を重点的に行うことが急務と考えられ、以下の資源等を活用し、交流を図らなければ、中山間地域等の農林業と活性化は図れない。</li><li>・国立公園や温泉等の観光資源や地域特産品などの資源にあふれ、観光資源等を地域間交流の材料とし、農林業との融合を図りながら十分な検討を行い、事業実施を図るべき地域がある</li><li>・広大な森林地域を活用した植林事業等についても、環境問題に取り組む企業との協働を行うなど交流人口を確保するなどの資源を活用し、農山漁村の活性化を図る資源がある。</li></ul>		
<p>法第3条第3号関係：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・すでに市街地を形成している地域については、計画地域から除いている。</li><li>・漁業センサス上の漁業集落を含む。</li></ul>		

#### 4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の 種類	土地所有者		権利の 種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	種別	

該当なし

(2) 市民農園施設の規模その他の整備

整備計画	種別	工事期間	備考
建築物			
工作物			
計			

(3) 開設の時期（農林水産省令第2条第4号二）

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
( 1 ) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
( 2 ) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
( 3 ) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準 設定され、又は移転を受ける権利である場合における地代又は借賃の支払の方法		
( 4 ) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

該 当 な し

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

### 活性化計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

農林漁業の生産基盤整備、生活環境施設整備、担い手育成対策等については、霧島市農政推進対策協議会で十分な評価を行い、達成度の評価を行うものとする。

地区人口の減少幅の状況把握によって、活性化事業での達成度の評価を行うものとする。

交流人口は、観光等を含む入り込み客数等に活性化事業での交流実績人口を加えて分析し、達成度の評価を行うものとする。